

履修科目分類表（一級建築士試験用）

様式2「履修科目一覧表」の作成については、「単位取得証明書又は成績証明書」の中から「建築に関係する科目」を下記の「科目の分類」を参考に振り分けてください。また、①～⑨に該当しない建築に関する科目については、⑩に記入して下さい。

なお、下記はあくまで参考として示すものであり、同様の科目名や授業内容であったとしても必要書類にて読み取れない場合は該当しないと判断される場合もございますのであらかじめご注意ください。

科目の分類	標準的な授業内容
① 建築設計製図	建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示すること 【注意】 課程説明書において、建築物の図面の作成を行っていることが読み取れない場合は、ご自身でどのような建築物の図面の作成を行ったか加筆してください。 また、木造及び非木造の両方の建築物の図面の作成を行っているか、中規模以上の建築物を題材に図面の作成を行っているか確認下さい。
② 建築計画	空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するもの（科目の例：建築計画、建築史、建築意匠、住居学、空間心理学、建築物に係る内容の都市計画等）
③ 建築環境工学	建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するもの（建築物に係る日照・日射、採光・照明、色彩、換気、熱、音等の取扱いがある科目）
④ 建築設備	快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するもの（建築物に係る空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、防火・防災設備、昇降機設備等の取扱いがある科目）
⑤ 構造力学	建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するもの（静定、不静定、たわみ等の部材の変形、座屈、振動等の取扱いがある科目） 【注意】 不静定構造物の構造力学に関する内容を取り扱っているか確認下さい。
⑥ 建築一般構造	建築物等の一般的な構造に関するもの（建築物の構造設計及び構造計算、木質・鉄筋コンクリート・鉄骨構造、基礎構造等の取扱いがある科目） 【注意】 木造及び非木造の両方の建築物等の構法に関する内容を取り扱っているか確認下さい。
⑦ 建築材料	建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するもの（建築物等に仕上げ材として使用されるガラス、石材、タイル、左官等の取扱いがある科目）
⑧ 建築生産	建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するもの（建築物の施工、積算、工程管理等の取扱いがある科目） 【注意】 木造及び非木造の両方の建築物等の工事施工に関する内容を取り扱っているか確認下さい。
⑨ 建築法規	建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するもの 【補足】 授業の一部に建築の法律に係る内容がある等複数の分野が1つの科目となっている場合は、単位数を振り分けて記入してください。（例：②建築計画に該当する科目が5単位で、授業内で建築の法律について学んだ場合→ ②建築計画に3単位、⑨建築法規に2単位振り分け等）
⑩ その他	上記以外の建築に関するもの（建築物の製図を行わない図学、建築物の敷地測量、都市史、ランドスケープ、建築倫理等）